

渤海王大武芸への官爵授与をめぐる二、三の問題

赤羽目 匡由

はじめに

渤海王大武芸（位七一八〜七三七年^①）は、建国者である父大祚榮の跡を継ぐや、国内的には領土を大きく拡張、渤海の東北方にいた諸族を臣属させるとともに、仁安の年号を定め、独立国としての立場を鮮明に掲げた。対外的には、七二七年に日本へ始めて使者を派遣し、以後滅亡まで渤海と日本との間で展開した、密接な交流の先駆けをなしている。

しかし当時の渤海において、国内的にも、対外的にも圧倒的な影響を及ぼした存在として、唐王朝を忘れるわけにはいかない。独自年号の制定は、唐に対する独立の意思表示の一端と考えることができ、日本への遣使も、渤海北方に位置し強盛を誇った黒水靺鞨が唐との通交を求め、これに応じ唐が靺鞨州である黒水州都督府を設置したことで挾撃の危険を感じた大武芸が、日本との軍事的提携を模索して開始されたものであった。^②唐との対立はこの後、国内では親唐派の王弟大門芸との内訌を惹起し、対外的には突厥・契丹などと連携して、唐側についた新羅を巻き込み、遂に七三二年の登州（現在の山東省蓬萊市）への入寇に始まって七三五〜六年頃に収束する唐との武力衝突、即ち唐渤海紛争に至るのである。^③

このように大武芸、言い換えれば国家草創期の渤海にとって、唐との関係はその存立に大きく関わる重大事であった。しかし大武芸にとつて唐との関係は、上述のような対立・紛争の関係で終始したわけではない。大祚榮に続き、大武芸も即位早々唐より渤海郡王に冊封され、王としての地位と領域統治の正統性を保障されている。以後歴代渤海王のほとんどが冊封を受け、おおむね唐と安定的・友好的関係を築き、そのもとで国家を発展させていった一面がある。国家草創期の渤海に、所与の国際条件として立ちはだかつた唐が及ぼした影響を総体的に捉えるためには、この安定的・友好的な関係も注目されてよい。

そこで本稿では、大武芸が唐より受けた官爵にまつわる二、三の問題を取り上げて唐・渤海関係の実相を少しく考え、ひいてはその関係が当時の渤海に及ぼした意義を説明する一つの手がかりを提供できればと思う。

一 大武芸の將軍号をめぐる

父大祚榮の没後、大武芸は即位早々に唐よりその王位継承を認められている。『旧唐書』卷一九九下・渤海靺鞨伝には、(a) 開元七(七一九)年、祚榮死、玄宗遣使弔祭、乃册立其嫡子桂婁郡王大武藝、襲父爲左驍衛大將軍、渤海郡王、忽汗州都督⁽⁴⁾。(以下、引用史料中の()は筆者の補足)

とあり、桂婁郡王の大武芸が、父の位を継ぎ左驍衛大將軍・渤海郡王・忽汗州都督となったという。このうちまず、大武芸が王位を継ぐ前に帯びていた桂婁郡王の「桂婁」とは、高句麗の王都支配者集団の五分組織である五部のうち王を輩出した部であり、桂婁郡王は、高句麗と密接な関係を有する称号である。次に、順番は前後するが、渤海郡王の「郡王」とは、唐制で皇族や顕著な功勞のあつた高官に対し授与された栄典である爵号の一つで官品は従一品にあたり、唐代では異民族の首長には内属してきたときに賜与されたといふ。また「渤海郡」は、元来中国内地の地名であつた漢代の渤海郡(唐代では滄州。現在の河北省滄州市滄県の旧州鎮附近)に基つくとみてよい。次に、忽汗州都督の「忽汗州」とは、

渤海初興の地である吉林省敦化市付近を流れる牡丹江の唐代における名称、忽汗河の名を冠した靺鞨州であり、渤海王の支配領域を示す。都督は都督府の長官で従二品である。⁽¹⁰⁾

最後に左驍衛大將軍は、唐制では近衛軍団たる十六衛の一つで宮廷の警備・護衛を職掌とした左驍衛のトップの武官であり、官品は正三品である。ところで父大祚榮は、多くの史料で唐より左驍衛大將軍を授与されたと伝えられるが、一説には「左驍衛員外大將軍」(『旧唐書』渤海靺鞨伝など)⁽¹¹⁾と見える。「員外」が正しければ、大祚榮の左驍衛大將軍は定員外で授けられたことを意味し、俸・禄が正官の半分ということになるが、異民族の首長が実際に長安の宮廷警固の職務に従事するとは考えがたい。異民族の首長が授与された將軍号は実職ではあるが、一々「員外」と記さなくとも定員外で、俸禄も実質的意味をもたなかったと見られる。多分に名目的なもので、官品即ち地位の高低を示すところに主眼があったのであろう。大武芸は父の官爵を継いだというので、彼の左驍衛大將軍号も定員外の地位を表す指標として機能したとみてよい。

ひととおり大武芸が即位初に授与された官爵を解説してきたが、本章で注目したいのは最後の將軍号の左驍衛大將軍である。実は大武芸が帯びた將軍号には、異伝がある。

(b) 『旧唐書』渤海靺鞨伝

① (開元) 二十五(七三七)年、武藝病卒、其子欽茂嗣立。詔遣内侍段守簡往册欽茂爲渤海郡王、仍嗣其父爲左驍衛大將軍、忽汗州都督。(中略)。(貞元) 十一(七九五)年二月、遣内常侍殷志贍、册大高璘爲渤海郡王。十四(七九八)年、加銀青光祿大夫・檢校司空・進封渤海國王。② 高璘父欽茂、開元中、襲父位爲郡王。左金吾大將軍、③ 天寶中、累加特進・太子詹事・賓客、寶應元(七六二)年、進封國王、大曆中、累加拜司空・太尉。④ 及高璘襲位、但授其郡王・將軍而已。高璘遣使敍理、故再加册命。(後略)。

(c) 『唐会要』卷九六・靺鞨伝

至三(貞元) 十四(七九八)年三月、加渤海郡王兼驍衛大將軍・忽汗州都督大高璘爲銀青光祿大夫・檢校司空、

册爲「渤海國王」、依「前忽汗州都督」①初高璘父欽茂、以「開元二十六（七三八）年」、襲「其父武藝忽汗州都督・渤海郡王・左金吾大將軍」②天寶中、累加「特進・太子詹事・寶應元年、進封」欽茂爲「渤海國王」、大曆中、又累拜「司空・太尉」③及「高璘嗣」位、但授「其郡王・將軍」。高璘遣使斂理、故加「册命」焉。（後略）。

(b)②と(c)①によれば、大欽茂は即位時に、唐より父の武芸が帯びていた忽汗州都督・渤海郡王・左金吾大將軍（正しくは左金吾衛大將軍）を継いだという。しかしいつぼう(a)では、大武芸は即位初に左驍衛大將軍・渤海郡王・忽汗州都督を授けられたとされ、(b)①でも、唐が大欽茂の即位初に父武芸のこの官爵を継がせたとする。史料により、大武芸及び大欽茂の官爵に齟齬が生じているのである。この矛盾をどのように捉えればよいであろうか。

そこで従来注目されてきたのは、日本史料である。渤海と頻繁に交渉を重ねた日本には、渤海の事跡を伝える史料が比較的多く残る。そのうち『続日本紀』卷三三・宝龜三（七七二）年二月己卯（二八日）条所引の、光仁天皇から大欽茂に宛てて出された外交文書の一節には往時を回顧して、

(d) 爰泊「神龜四（七二七）年」、王之先考左金吾衛大將軍・渤海郡王、遣使來朝、始修「職貢」。

とある。ここでいう「王」は大欽茂、その「先考」即ち亡父は大武芸とみてよい。大武芸の官衛（肩書き）が日本の作成した外交文書に現れるのは、七二七年、渤海の第一回遣日使が將來した日本天皇宛の外交文書のなかに、それが記されていたからに他ならない。ここから、七二七年当時の大武芸の將軍号が左金吾衛大將軍であったことが明らかとなり、またこれを大武芸が唐から授与された官爵を日本に名乗り、唐から見て天皇を自らと同等の諸侯と見なしていたことを示すとする意見¹⁵⁾もあって有力である。

それでは、大武芸の將軍号が左驍衛大將軍であったとする所伝は、誤りなのであろうか。そこでまず第一に、左驍衛大將軍と左金吾衛大將軍との地位の高低を示す指標としての差異に注目したい。左金吾衛大將軍の左金吾衛とは、左驍衛と同じく十六衛の一つで、宮城・皇城及び長安城内外の警察、及び諸城門の門衛を主たる職掌とする。¹⁶⁾左金吾衛大將軍はそのトップの武官で、左驍衛大將軍と同じく官品は正三品である。この大武芸の將軍号である左驍衛大將軍と左金吾

衛大將軍との関係については、大武芸は即位初、左驍衛大將軍であったが、その後近親の王族を唐朝廷に質子として宿衛させ、恭順の姿勢を盛んに示したことから、改めて左金吾衛大將軍を授けられたとする意見⁽¹⁷⁾があつて注目される。左驍衛大將軍と左金吾衛大將軍の授与を両立するものと理解し、かつ前者から後者への変化を昇格とする評価が示されているからである。

しかしこの指摘とは逆に、すでに古畑徹氏が簡潔に指摘されるように、官品を正三品と同じくしても、左驍衛大將軍と左金吾衛大將軍との間には、前者を上位とする格差があつたと考えられる。以下この点について、筆者なりにより詳しく説明を加えたい。

『旧唐書』卷四四・職官志・武官条では、十六衛が以下の順で排列され、官員・職掌が説明される。⁽¹⁸⁾

- (1) 左右衛
- (2) 左右驍衛
- (3) 左右武衛
- (4) 左右威衛
- (5) 左右領軍衛
- (6) 左右金吾衛
- (7) 左右監門衛
- (8) 左右千牛衛

このうち、(1)から(5)までについては、その職掌を説明する中で、唐の「大朝会」すなわち冬至と元日の朝、在京九品以上の官人と、国内の地方及び外国からの使節団とが参加して太極殿で行われる皇帝謁見儀礼⁽²⁰⁾において、(1)〜(5)の順で儀仗隊の席次が定められている。すなわち、大朝会に際し、左右驍衛は「其の隊仗を以て、次いで左右衛の下に立」て、左右武衛は「諸隊を以て次いで驍衛の下に立」て、左右威衛は「分ちて左右廂隊と爲し、武衛の下に次い」じ、左右領軍衛は「分ちて左右廂の儀仗と爲し、次いで威衛の下に立」てる(『旧唐書』職官志・武官条、という。これら各衛間には序列が存在したのであつた。すでに左衛大將軍と左豹韜衛大將軍(豹韜衛は則天武后期に威衛を改称したもの)とを比較して前者を格上とする指摘もある。これら各衛のトップである大將軍にも官品は同じでも、仔細に見れば(1)〜(5)の順で格差があつたとみてよいであろう。いつぼう、(1)〜(5)と(6)以下との間、及び(6)〜(8)の間の格差を明示する記事は管見の限り今のところ見出せないが、(1)〜(5)の排列順が格差を反映する以上、(1)〜(8)の十六衛全体の排列順も格差を反映す

ると見るのが自然ではなからうか。筆者の調査は実際の授与事例に及んでいないので断定はできないが、十六衛の各大將軍の間にも、この順で格差があつたとみて差し支えないと思う。(2)左右驍衛の左驍衛大將軍は、(6)左右金吾衛の左金吾衛大將軍より、格が上であつたと考えられる。そしてその格差は、大武芸の時代に適用して問題ない。大武芸の時代と同時代の史料である『大唐六典』と、それと同系統の史料と見られる『旧唐書』職官志・武官条とに記された格差だからである。

左驍衛大將軍が左金吾衛大將軍より格上だつたとみなしたところで、第二に、大武芸の將軍号に関する二つの相異なる所伝の關係について考えてみよう。この問題については、まず次の確な指摘を確認しておきたい。すなわち大武芸の將軍号を左金吾(衛)大將軍とする(b)②・(c)①などの所伝は、大欽茂の即位と父武芸からの官爵の繼承とを言うことに重きを置いたものである。つまり左金吾(衛)大將軍は大武芸が最後に帯びていた將軍号だということである。このように考えれば、左驍衛大將軍は(a)のいうとおり大武芸が即位初に繼承した父大祚榮の將軍号であり、その後(d)の七二七年までに何らか唐の評価を下げる事件があつて、左金吾(衛)大將軍に降格されたことにならう。

ただし以上のように考えると、(b)①などで大武芸の子大欽茂が父より継いだ將軍号を左驍衛大將軍とすることと、(b)②・(c)①などがそれを左金吾(衛)大將軍とすることが矛盾する。第三に、この点について説明を加えておきたい。

まず、大欽茂が父武芸より左金吾(衛)大將軍を継いだとする(b)②・(c)①の記述は、各々(b)④・(c)③を参照すると、欽茂の孫大嵩璘⁽²⁾が、唐より授与された自らの官爵の地位の低いことを不満として地位の上昇を要求した文脈で登場する。その参考として(b)②・③や(c)①・②で、父(実は祖父)欽茂が即位以来重ねて加えられてきた官爵が年を追って列挙されるのである。その性格から見て、(b)②・③や(c)①・②は、当時大嵩璘即ち渤海が歴代保管していた唐の冊命書の情報に基づき、嵩璘が奉呈した唐への上表文の内容を反映するものと考えてよいであろう。それゆえ中国史料に見える大欽茂が大武芸より左金吾(衛)大將軍を継いだとする所伝は、渤海側が有していた所伝ということになる。大武芸が七二七年に遣日本使に託した天皇宛の外交文書で、左金吾衛大將軍を名乗っていたことは、この考えを強く裏づけると言えよう。

いっぽう次に、大欽茂が父武芸より左驍衛大將軍を継いだとする(b)①の記述は、このとき唐の使者である段守簡が渤海、すなわち大欽茂に届けた冊命書によるものとみえます。間違いない。すなわち唐側の所伝といえよう。唐が一度大武芸を降格した結果である左金吾衛大將軍を不問に付して、改めて大欽茂の即位にあたって左驍衛大將軍を授けたのは一見不審である。しかし大祚榮と大武芸、そして後の大嵩璘も即位初に左驍衛大將軍を授与されている。「其の父を嗣がしめ」というのは、父祖の例に従い渤海王が即位初に授与される通例の官爵を継承させたという意味であろう。

以上の考察があたっているとすれば、二つの所伝の相違は、唐側の史料と渤海側の史料との間の、史料系統の相違から生じたものと言えよう。段守簡が大欽茂を左驍衛大將軍とする冊命書を届けているはずなのに、渤海が後々まで格の低い左金吾(衛)大將軍の号に執着した点の検討や、異民族の首長に対する十六衛の將軍号の授与状況の調査など、課題はまだ多く残るが、ひとまず以上のように考えて今後の補正の機会を期したいと思う。

二 張九齡作「勅渤海王大武芸書」にみえる官爵をめぐって

次に取りあげるのは、唐玄宗代の宰相張九齡が起草した、大武芸宛ての四首の論事勅書⁽²⁵⁾にみえる大武芸の官爵である。これら論事勅書の冒頭には、それぞれ次のように大武芸の官爵が記されている。⁽²⁶⁾

- 第一首 勅忽汗州刺史・渤海郡王大武芸
- 第二首 勅渤海郡王・忽汗州都督大武芸
- 第三首 勅渤海郡王・忽汗州都督大武芸
- 第四首 勅忽汗州刺史・渤海郡王大武芸

ここには羈縻州の官職と爵号とがみえるが、本章で特に注目したいのは、前者である。すでに確認したように、大武芸が即位初に唐より授与された羈縻州の官職は、忽汗州都督であった。第一〜四首の爵号「渤海郡王」と同じく、第二・三首の「忽汗州都督」は大武芸即位初の官爵と同一であるが、第一・四首は「忽汗州刺史」でこれとは異なるのである。後に詳述するように、諸説あるが第一〜四首の作成年時はおおむね開元一九（七三二）〜二五（七三七）年と考えられている。従って大武芸の羈縻州の官職は、即位初から変化があったことになる。

それではこの変化は、いかなる意味を持つのであろうか。まず忽汗州都督と忽汗州刺史との差異について考えてみよう。先述のように、忽汗州都督の「都督」とは、州の大規模なものである都督府の長官であり、大中下の等級に分かれるその長官都督の官品はそれぞれ、大都督府で従二品、中都督府で正三品、下都督府で従三品であった。いっぽう、「刺史」とは、通常の州の長官であり、州は所管の戸数の多少に従い、上中下の等級に分かれた。⁽²⁷⁾ 上州刺史の官品は従三品、中州のそれは正四品上、下州のそれは正四品下であった。従って、ある州の長官が都督であるか刺史であるかの相違は、長官の官品に二階の差を生じさせることになるのである。忽汗州都督から忽汗州刺史への変化は、官品二階の降格であると、ひとまず考えることができる。

ただし艾冲氏によれば、都督と刺史との職掌は同一で、かつ都督府とされた州の都督は、その州の刺史を兼ねたという。⁽²⁸⁾ また両者の間には統属関係はなく、以上のことから、張九齡作「勅渤海王大武芸書」の第二・三首と第一・四首とで、都督と刺史との相違が生じていることにさしたる意味はなく、忽汗州都督と忽汗州刺史とを兼任していた大武芸を、唐がその時々でいづれか一方の称号で呼びかけたとみる意見もある。⁽²⁹⁾

しかし、皇帝の勅書にみえる宛先の人物の官銜は、その人物の地位を端的に表す本質的な称号であろう。大武芸のばあい、即位初に授与された官爵である左驍衛大將軍・渤海郡王・忽汗州都督のうち、実際職務に従事したとは思われぬ名目的な左驍衛大將軍を除いた後二者が、支配領域の統治に関わる実質的な官爵なのであって、だからこそ、勅書でもこの二者が呼びかけの際の官銜となっているのだと思う。それゆえ同時に兼任しているとはいえず、張九齡作「勅渤海

表1. 張九齡「勅渤海王大武芸書」の作成年時

	第一首	第二首	第三首	第四首
金縷歌	開元15(727)年	開元21(733)年	開元25(737)年8月	開元21(733)年(第二首の後)
何格恩	開元20(732)年秋	開元24(736)年3月	開元24(736)年冬以前	開元24(736)年4月
P.A.Herbert	開元20(732)年9月以前	開元24(736)年晩春	開元20(732)年(登州入寇後)	開元24(736)年初夏
石井正敏	開元20(732)年秋(7月頃)	開元24(736)年春(3月頃)	開元24(736)年秋	開元24(736)年夏(4月頃)
古畑敏	開元19(731)年8・9月	開元23(735)年3月	開元23(735)年8・9月頃	開元23(735)年4月
黃約瑟	開元20(732)年8月(中旬後半)	開元24(736)年晩春	開元25(737)年冬	開元24(736)年夏

王大武芸書」第一・四首で、唐がことさら都督と較べ官品の低い忽汗州刺史を、呼びかけの際の官銜として使用していることに、何ら意味がないとはやはり考えがたいように思う。そしてこの考えが成り立つ可能性を示唆するのが次の史料である。

(e) 『旧唐書』卷一九九下・靺鞨伝

開元十三(七二五)年、安東都護薛泰、請下於_二黑水靺鞨内_一置_中黑水軍_上。續更以_二最大部落_一爲_二黑水府_一、仍以_二其首領_一爲_二都督_一、諸部刺史隸_二屬焉_一。中國置_二長史_一、就_二其部落_一監_二領之_一。

都督・刺史の職掌・地位は、唐の官人でも靺鞨州の異民族の首長などでも基本的には変わりがないと見られる。しかし史料(e)の傍線部によれば、黒水靺鞨に置かれた靺鞨州である黒水府(黒水州都督府)において、唐(安東都護の薛泰)は黒水靺鞨の最大勢力を有する部落の首長を都督に任命し、それより勢力が劣る諸部落の首長を刺史として、刺史および刺史が管轄する部落を都督に統轄させるよう提案している。都督と刺史との間には、前者が後者を統轄するという政治的関係が存在するのであり、そこに唐が政治的地位の上下を認定していたことを読み取つても差し支えない。少なくとも靺鞨州の都督と刺史とは、前者が政治的地位で上位にあると唐は認識していたのであつて、両者の官品の差異にその認識が端的に表れているのである。

この想定に大過なければ、忽汗州の戸口数が急に増減して都督府あるいは州の等級が変化したとは思えないので、都督から刺史への官銜の変化は、やはり降格とみなすことができよう。この時の大武芸の忽汗州都督から忽汗州刺史への官銜変化とは、先の黒水州都督府の例を参照すれば、渤海領内に存在していた靺鞨諸族への統轄権を有する都督から、渤海の主要部落のみへの統轄権を有するに止まる刺史への、官品上そして職務上すなわち政治権限上の降格ということではなからうか。

以上要するに、忽汗州都督から忽汗州刺史への変化は、降格と考えられる。そこで次に問題となるの

が、これまでも活発に議論されてきた張九齡作「勅渤海王大武芸書」第一～四首の作成年時である。

表一は、張九齡作「勅渤海王大武芸書」全四首の作成年時を考察した主な論者の見解をまとめたものである。⁽³⁰⁾これによれば四首の作成順を、P.A. Herbert氏が第一首→第三首→第二首→第四首の順としているほかは、みな第一首→第二首→第四首→第三首の順としている。この順で大武芸の羈縻州官職の変遷を見ると、P.A. Herbert氏の場合は刺史→都督→都督→刺史、その他論者の場合は刺史→都督→刺史→都督となる。都督と刺史との評価に関する先の考察に従えば、短期間に目まぐるしく降格と昇格を繰り返していることとなる。

すでに明らかにされているように、張九齡作「勅渤海王大武芸書」四首が作成されたのは、張九齡が王言（詔勅）の起草に与りうる官職にあった開元一〇（七二二）年二月から同一三（七二五）年一月までの間と、同一九（七三二）年三月から同一四（七三六）年一月までの間とであった。⁽³¹⁾このうち、前者の期間に四首が作成された可能性はまずないので、四首は全て後者の期間に作成されたとみてよい。さらにこれら四首の作成年時をもう少し細かくうかがうため、その背景となる唐と渤海との関係の推移を掲げれば、次のとおりである。⁽³²⁾

- Ⓐ 開元一〇（七二二）年、黒水靺鞨が唐に遣使。
- Ⓑ 開元一四（七二六）年、唐が黒水州都督府を設置。
- Ⓒ 黒水靺鞨の使者が無断で渤海領内を通過して唐に通じたことに怒り、かつ黒水靺鞨と唐との挾撃を疑って、大武芸は弟門芸に黒水靺鞨征討を命ず。
- Ⓓ 大門芸は、黒水靺鞨征討は唐への反逆になるとして諫言するも、大武芸は従わず。
- Ⓔ 黒水靺鞨との境界に到った大門芸が、再び手紙で諫言。大武芸は門芸の殺害を計る。
- Ⓕ 大門芸が唐に亡命。
- Ⓖ 大武芸は、唐に使者を派遣して上表し、大門芸の誅殺を請う。

⑧唐の玄宗は、大門芸を安西に置き、大武芸には門芸を嶺南に流したと返答する。

①大門芸が嶺南に行かなかったことを知り、大武芸は唐の背信を責め、再度門芸の誅殺を請う。

①玄宗は大門芸を一時嶺南に向かわせ、大武芸にこれを知らせる。

①開元二〇（七三二）年九月、渤海が唐の登州へ入寇。

①開元二一（七三三）年正月、唐が渤海征討作戦を計画する。

①同年閏三月、契丹が突厥・渤海の援軍を受け、都山で唐に大勝する。

①同年冬、唐・新羅連合軍が海路より渤海を攻撃するも敗北。

①大武芸が、洛陽に刺客を送って大門芸を暗殺しようとするも失敗。

ここでは四首各々の内容について詳細には確認しないが、第一首は玄宗が大武芸に対し、唐に亡命してきた大門芸との和解を諭す内容であり、唐と渤海との関係が交戦によつて破綻する以前のことを伝えるようであるため、大きくみて⑧の七三二年九月以前の作成とみることと諸説一致する。いっぽう第二―四首には、いずれも渤海が過去に過ちを犯しながらも、唐に帰順した内容が読み取れることから、大武芸が唐に帰順し唐と渤海との関係が修復した、七三五年または七三六年以降⁽³⁵⁾に作成されたと見ることと諸説がおおむね一致する。そして第二首には「春晚」、第四首には「夏初」、第三首には秋の季語である「漸冷」⁽³⁶⁾がそれぞれ見え、これら三首は間を置かず⁽³⁴⁾に作成されたと考えられるので、第二首↓第四首↓第三首の作成順となるのである。

以上に見た年時比定に関する理解は、四首の内容分析を踏まえた説得力のある考証に基づくものであり、大勢で認められるべきものである。しかし先述のように、このように考えると、大武芸の官爵が短期間に目まぐるしく降格と昇格を繰り返す、とりわけ唐への帰順後に大武芸が忽汗州都督から忽汗州刺史に降格してしまうという問題が生じるのである。

そこでここでは従来の説とは異なり、大武芸の官銜を忽汗州刺史とし、全四首のうち三番目か四番目の作成とされる第四首の作成年時を、第一首作成以前とする意見を一つの私案として提示してみたい。

そう考える理由は第一に、このように想定すると、大武芸の官銜は刺史↓刺史↓都督↓都督と変遷したこととなりすつきりするからである。

第二に、従来第四首はあまり疑問なく、大きくは唐と渤海とが紛争状態に入る七三二年九月以降、より限定して渤海が唐に帰順する七三五年または七三六年以降に作成されたと考えられてきたが、そこには疑問を差し挟む余地もあるように思われるからである。

(f) 第四首

勅^一忽汗州刺史・渤海郡王大武藝^一。①卿往者誤^レ計、②幾^二於禍成^一。③而失^レ道未^レ遙、聞^レ義能徙、何其智也。朕棄^二人之過^一、收^二物之誠^一、表^二卿洗心^一、良以慰^レ意。④計^二卿既盡^三誠節^一、永固^二東藩^一、子孫百代、復何憂也。近使至、具知^二款曲^一。⑤兼請^二宿衛及替^一、亦已依行。⑥大郎雅等、先犯^二國章^一、竄^二逐南鄙^一、亦皆捨^レ罪、仍放歸^レ藩。卿可^レ知之。皆朕意也。夏初漸熱、卿及首領・百姓等並平安好。遣^レ書指^二不^三多及^一。

従来、(f)①の「武芸がさきにはかりごとを誤った」のが、登州入寇に始まる唐に対する反逆に該当し、(f)④の「武芸がすでにまことの心を尽くしている」のが、唐への帰順を示すと考えてきたわけである。

しかしまず前者については、(f)②には「禍の成るに幾し」すなわち「禍が生じそうであった」とあり、登州入寇のような唐に対する決定的な反逆行為を起こす前と解釈する余地がある。つまり登州入寇と直結させる必然性はない。それは、第二首が「卿は往年徳に背き、已に禍階を爲せり」とし、徳に背き、禍の契機をなしたことを既に起こったこととするのとは対照的である。(f)②に続いて③で「而るに道を失うこと未だ遙かならず」すなわち、「いまだ甚だしくは道義に外れていない」とするのも、第四首が唐への決定的反逆以前のことを伝えているという理解を支持しよう。とすれば、第四首の作成年時は七三二年九月以前とならう。(f)①②③が言う「計を誤り」「禍」「道を失うこと」とは、◎の黒水靺鞨討伐や

⑫⑬⑭の唐が庇う大門芸に対する排撃といった、唐に対する間接的な敵対行為ではなからうか。

次に後者の(f)④の唐への帰順については、第一首に「卿は能く過を悔い誠を輸し、禍を轉じて福と爲す。言は則ち已に順なれど、意は尚お執迷たり」とある。すなわち第一首が出される以前に、大武芸が一時的、表面的に唐に帰順の意思を示したことがあった。(f)④はこれをいう可能性も十分にある。

そして第三に、(f)⑥に登場する大郎雅についてである。『冊府元龜』卷九七一・外臣部・朝貢四には、

(開元)十八(七三〇)年正月、(中略)鞞鞞遣⁽⁸⁷⁾其弟大郎雅⁽⁸⁸⁾來朝。賀⁽⁸⁹⁾正、獻⁽⁹⁰⁾方物⁽⁹¹⁾。

とあって、彼が七三〇年正月に唐に來朝したことが分かる。第四首を従来のように七三五年または七三六年以降の作成と見なせば、大郎雅が五、六年間も唐に滞在したことになり、いささか不自然である。もつとも唐への來朝後、大郎雅らが渤海の反唐行為によって長期間唐の辺境に留め置かれたとする意見もある。しかし、(f)⑥による限り留置理由はあくまで大郎雅らの国法違反であって、第四首を七三五年または七三六年以降の作成とする前提を外せば、強いて渤海の反唐行為による留置と考える必要はないであろう。また、渤海からは大郎雅以後も七三一年一月までに五回にわたり唐に使節が派遣されている。わざわざ七三五年または七三六年以降を待つて始めて唐が大郎雅の消息を伝えたと見るのも万全の解釈とはいえない。

第四に、(f)⑤の宿衛の交替については、第二首の「請う所の替人も亦た彼に還らしむ」にあたることとされ、それならば第四首の作成年時は第二首と近接した時期となる。しかし先述のように大郎雅の入朝以降も、たびたび渤海使節の入朝が史料上確認できるし、張九齡作「勅渤海王大武芸書」全四首にのみ伝わる唐や渤海の使節派遣が存在することから見て、このほかに、第一首作成以前に宿衛交替を請うた渤海使の唐への入朝が存在しても何ら不思議はない。(f)⑤の宿衛の交替をあえて第二首と結びつける必要はないであろう。

第四首は渤海の唐への帰順を伝えるので、上述の四つの理由により強いて七三五年または七三六年以降の作成と考えずともよいとなれば、思い切つて第一首以前の作成と考えることが可能である。そうであれば第四首の作成年時は、張

九齡が集賢院学士となり詔勅の起草に与り得た開元一九（七三二）年三月から、第一首の作成年時（七三二年七月・八月までは七三二年八月・九月。表一参照）までの間の夏初（四月）とすることができよう。

ただし、張九齡の墓碑銘である徐浩撰「唐故金紫光祿大夫中書令集賢院学士知院事脩國史尚書右丞相荊州大都督府長史贈太都督上柱國始興開國伯文獻張公碑銘」（『曲江集』附録。以下「張九齡碑銘」と略）の一節には、

燕公薨落、斯文將_レ喪、擢_二祕書少監_一集賢院學士_二副知院事_一。時屬_二朋黨_一、頗將_レ排抵、窮_レ栖_レ處_レ除_レ餘_一、深不_レ得_レ意。
渤海王武藝、違_二我王命_一、思_レ絶_二其詞_一。中書奏章、不_レ愜_二上意_一、命_レ公改作、授_レ筆立成。上甚嘉_レ焉、即拜_二尚書工部侍郎_一、兼_二知制誥_一。

とある。玄宗が中書省の官人に、命に背いた大武芸宛の勅書の起草を命じたがその内容に満足できず、代つて張九齡に起草させると満足する文案を作成したので、玄宗はたいそう褒めて、尚書工部侍郎に拔擢し、知制誥を兼任させたという。このとき張九齡が起草した勅書が第一首に当たり、この拔擢以来、張九齡が本格的に詔勅の起草を担当するようになったとする意見があるのである。これによれば、第一首以前には張九齡作の勅書が存在しないとも考えうるが、前掲「張九齡碑銘」の一節は、大武芸宛勅書が張九齡の詔勅起草のキャリアにおいて転機となったことを言うのみで、これ以前の集賢院学士在職時における詔勅起草の可能性まで否定するものではない。第四首が第一首以前に作成されたとみても問題ないであろう。全四首の作成順は、第四首↓第一首↓第二首↓第三首となる。

以上、張九齡作「勅渤海王大武芸書」四首の検討を通して、遅くとも七三二年九月以前の大武芸の羈縻州官職が忽汗州刺史であつたと想定した。即位当初七一九年、父と同じ忽汗州都督を授けられた大武芸は、ある時期に忽汗州刺史に降格され、そのち唐への帰順を受け七三五年または七三六年には忽汗州都督に再び官爵を回復されたのであろう。

これを前章での考察結果と併せ考えると、大武芸が在位なごころに左金吾衛大將軍と忽汗州刺史であつたのは、いずれも即位当初の官爵からの降格を示し両者連動するものであつて、それは遅くとも七二七年以前、七二六年の唐の黒水州都督府設置^(B)以来の唐と渤海との関係悪化によるものとひとまず考えられよう。

おわりに

第二代渤海王である大武芸が唐より授与された官爵のうち、まず將軍号は即位初の左驍衛大將軍から、官品は同じでも格がそれより若干低い左金吾衛大將軍へと、七二七年以前のある時期に降格された。次に、羈縻州の官職は張九齡作「勅渤海王大武芸書」四首にみえる官銜を検討した結果、即位初の忽汗州都督から、遅くとも七三二年九月以前のある時期に忽汗州刺史に降格され、その後七三五年または七三六年には忽汗州都督に再び官爵を回復されたと考えられる。これら將軍号と羈縻州の官職との降格は両者連動するものであつて、それは七二六年の唐の黒水州都督府設置以来の唐と渤海との関係悪化によるものであろう。黒水州都督府設置に対する渤海の反応が唐を相当に刺激した、といえよう。

以上、本稿では、渤海王大武芸の官爵に関する従来の理解に対し、事実関係に関する微細な補正を試みた。従来の唐と渤海との関係、さらに広くは両国を取りまく国々を含む東アジアの国際情勢理解にまで影響を及ぼすものではないが、最後に本稿での検討結果の意義について若干触れて結びに代えたい。

第一に、大武芸の時代の唐と渤海との関係については、冒頭でも述べたように、およそ対立・紛争で特徴づけられると言つてよい。しかし従来まさにその紛争中においても、張九齡作「勅渤海王大武芸書」四首の分析を通じて、「唐の渤海に対する態度は、あくまで冊封した藩国に対する諭旨」であつたとする評価があつた。本稿の考察によれば、唐は渤海の離反に対して官爵の降格という手段で懲戒していた。これを諭旨の範疇に入れるか、反唐行為による問罪とするか、評価が難しいが、少なくとも大武芸に対する唐の冊封に関する従来の理解には、多少検討の余地が残つているといえよう。一方で、渤海は㊶㊷に見たように、唐との直接の武力衝突に及んでいながらもかわらず、その間冊封関係自体は継続する。まずは改めて従来の理解の有効性が確認されるが、同時に注目されるのは同じく唐との敵対(武力衝突)行為でも、六七四年に新羅文武王が官爵を剥奪されたこととの、冊封をめぐる唐の対応の相違の大きさである。こうした

相違が生じた理由を考えることは、唐の国際秩序の運営原理を考えるという大きな問題に連なつてこよう。

第二に、大武芸が左金吾衛大將軍を授けられたことへの、渤海側の理解についてである。本稿の考察に大過なければ、大武芸はもちろん、その死後も次の大欽茂や大欽茂の孫大嵩璘に至るまで、格下の左金吾衛大將軍を自らや祖先が帯びた主要な官爵として、格上の左驍衛大將軍よりも重視しており、それは国内だけに止まらず、国外では日本にもアピールしていたのであつた。とすれば渤海では、唐の官爵体系における官品の差はおよそ理解されていたとしても、より微妙な同官品の中の格の差までは、十分には理解されていなかったのではなからうか。このことは、唐の意図とは別に、官爵を授与された蕃国側が唐の官爵体系をどこまで精確に理解し、官爵がどのように評価・認識されて蕃国内においてどのような役割を果たしたのかという問題を、改めて考える必要性を喚起するものではないかと思ふのである。

註

- (1) 以下、渤海王の在位年については、濱田耕策「渤海国王の即位と唐の冊封」(『史淵』一三五、一九九八年)の考定に従う。
- (2) 大武芸の日本遣使の背景については、石井正敏 a「神龜四年、渤海の日本通交開始とその事情」(『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九七五年)、同 b「第一回渤海国書の解釈をめぐって」(『同前書所収、初出一九九九年)、古畑徹「日渤海渉開初期の東アジア情勢」(『朝鮮史研究会論文集』二二三、一九八六年)など参照。
- (3) 唐渤海紛争については、末松保和「郡県制完成期の問題点」(『新羅の政治と社会』下、吉川弘文館、一九九五年、初出一九七五年)、石井正敏「対日本外交開始前後の渤海情勢」(石井註②)『前掲書所収、初出一九八四年)、古畑徹 a「大武芸の亡命年時について」(『集刊東洋学』五一、一九八四年)、同 b「唐渤海紛争の展開と国際情勢」(『集刊東洋学』五五、一九八六年)、同 c「張九齡作「勅渤海王大武芸書」(『集刊東洋学』五九、一九八八年)、同 d「張九齡作「勅渤海王大武芸書」(『集刊東洋学』五九、一九八八年)、古畑註②)『前掲論文など参照。
- (4) 『冊府元龜』卷九六四・外臣部・封冊二、同卷九六七・外臣部・繼襲にも同様の記事がある。
- (5) 武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」(『東アジア世界における日本古代史講座』四、学生社、一九八〇年)三九頁。
- (6) 西嶋定生「東アジア世界と冊封体制」(『古代東アジア世界と日本』岩波書店、二〇〇〇年、初出一九六二年)八九頁。なお、大武

芸の嫡子大都利行や後に第三代渤海王となる大欽茂も「桂婁郡王」の称号を有したと見られるが、それが元來唐の冊封に始まるものか、渤海独自の施策に始まるものかについては、今後の検討課題である。

(7) 磯波護「唐の官制と官職」(『唐の行政機構と官僚』中央公論社、一九九八年、初出一九七五年)二二〇～二二二頁。
金子修一 a 「唐代の異民族における郡王号」(『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会、二〇〇一年、初出一九八六年)二二五～

(8) 二二七頁、同 b 「唐朝より見た渤海の名分的位置」(『同前書所収、初出一九九九年)二六八頁。
金子註(8)前掲 b 論文二七六頁、馬一虹「東北亜各国的渤海観」(『蘇軾、渤海与周辺国家、部族關係史研究』中国社会科学出版社、二〇〇一年)一九九～二〇二頁。

(9) 渤海の羈縻州名は、『新唐書』卷四三下・地理志七下では「渤海都督府」とする。名称に齟齬があるが、渤海都督府の長官が忽汗

州都督だったということであろう。都督府は要地に置かれた州の大規模なもので、大中下の等級があった(磯波註(7)前掲論文二二三頁)。渤海都督府が大中下どの等級であったかについては明確でないが、時代は降って九世紀の唐が、忽汗州の次官を長

史と考えていたふしがある(拙稿「九世紀渤海における中央権力中枢の構成」『渤海王国の政治と社会』吉川弘文館、二〇〇一年、初出二〇〇三年、一三二～一三六頁)。大都督府の次官は長史、中・下都督府の次官は別駕なので、九世紀当時の唐が渤海都督府(忽汗州)を大都督府と見なしていたことがうかがえる。とりあえず、ここでは大都督府と考えておく。

他に『冊府元龜』卷一七〇・帝王部・來遠、同卷九六四・外臣部・封冊二にも同様の記事がある。

(10) 磯波護「唐代の眞尉」(磯波註(7)前掲書所収、初出一九七四年)九五頁。
この問題についての専論に、池田温「唐朝処遇外族官制略考」(『唐代史研究会編『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院、一九七九年)がある。

(11) 石井正敏「大宰府・縁海国司と外交文書」(石井註(2)前掲書所収、一九九二年)六〇九頁。
石井正敏「古代東アジアの外交と文書」(石井註(2)前掲書所収、初出一九九二年)五五三頁。

(12) 濱口重國「府兵制度より新兵制へ」(『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版会、一九六六年、初出一九三〇年)七頁。これに

対し最近、田頭賢太郎氏は本文に述べたような職掌を認めつつも、金吾衛は、行軍に際しての警戒・偵察や軍隊の統制・秩序維持に比される役割を、その本質的な職掌としたことを明らかにしている(『金吾衛の職掌とその特質』『東洋学報』八八―三、二〇〇六年)。

(13) 濱田耕策「渤海国興亡史」(吉川弘文館、二〇〇〇年)四二～四三頁。一方、石井正敏氏は左金吾衛大將軍が先に授けられていたと理解し(第二次渤海遣日本使に関する諸問題)石井註(2)前掲書所収、初出一九七九年、三八二～三八三頁)、古畑徹氏も石井

氏の理解に従う(『渤海と唐との関係』한인문화교류기금·동북아시아사재단편『東아시아속의渤海와日本』景仁文化社、二〇〇八年、一〇二頁)。この問題については、後に詳述する。

古畑註(17)前掲論文一〇二頁。

『新唐書』卷三九上・百官志・十六衛、『大唐六典』卷二四・諸衛及び同卷二五・諸衛府も排列順を同じくする。

渡辺信一郎「天空の玉座」(柏書房、一九九六年)一〇七頁。

古畑徹「七世紀末から八世紀初にかけての新羅・唐関係」(『朝鮮学報』一〇七、一九八三年)二二頁。
濱田註(17)前掲書四三頁。

(b)②と(c)①とは、欽茂を高璘の父とするが、実際には欽茂は高璘の祖父である。石井正敏「渤海王の世系」(石井註(2)前掲書所収、初出一九九七年)参照。

全くの臆測であるが、大欽茂や大高璘の時代にまで左金吾(衛)大將軍が渤海で重視されたのは、東北諸夷を屈服させ唐と勇敢に戦い、死後に武王と諡された偉大な王である大武芸が所持していた將軍号、と認識されたからではなからうか。

(24) (25) (26) いずれも「勅」で始まるので、皇帝の意志を体现する、一般に詔勅と言われる王言七種のうち論事勅書にあたる(中村裕一「唐代制勅研究」汲古書院、一九九一年、初出一九八〇年、五九四頁)。

張九齡の文集である『曲江集』巻九(二〇)巻本の巻数、『文苑英華』巻四七一・翰林制詔五二・蕃書四、『全唐文』巻一八五など所収。「勅渤海王大武芸書」のテキストについては、基本的に石井正敏氏が校訂されたテキスト(石井註(3)前掲論文三〇五〜三〇八頁)に従い、誤植は改めた。

礪波註(7)前掲論文二二三頁。

艾冲「唐代都督府研究」(西安地圖出版社、二〇〇五年)四三頁。

古畑徹先生のご教示。

表の諸見解の出典はそれぞれ、金毓黻『渤海国志長編』(趙鉄寒主編『宋遼金元四史資料叢刊』(一)『渤海国志』文海出版社、一九七七年、初出一九三四年)、何格恩「張曲江詩文事蹟編年考」(『広東文物』中冊、一九四九年)、P.A.Herbert, *Under the Brilliant Emperor, Canberra: Australian National University Press, 1978*、石井註(3)前掲論文、古畑註(3)前掲 a・c・d 論文、黄約瑟「讀『曲江集』所収唐与渤海及新羅勅書」(『黄約瑟隋唐史論集』中華書局、一九九七年、初出一九八八年)。表の作成にあたっては、石井註(3)前掲論文、古畑註(3)前掲 a・c・d 論文の諸説の整理を参考にした。なお、P.A.Herbert氏は第一首の作成年時を明示しないが、渤海の登州入寇以前と考えているのが明らかなので、表のように扱った。

石井註(3)前掲論文三〇九〜三一頁。

石井註(3)前掲論文三〇三〜三〇五頁、古畑註(3)前掲 c 論文三八頁参照。

第一首

勅「忽汗州刺史・渤海郡王大武藝」。卿於「昆弟之間」、自相忿鬪、門藝窮而歸我、安得不從。然處之西垂、爲卿之故、亦云

不_レ失、頗謂得_レ所。何則卿地雖_レ海曲、常習_レ華風、至_レ如_レ兄友弟悌、豈待_レ訓習。骨肉情深、自所_レ不_レ忍。門藝縱有_レ過惡、亦合_レ容_レ其改脩。卿遂請_レ取東歸、擬_レ肆_レ屠戮。朕教_レ天下_レ以_レ孝友、豈復_レ忍_レ聞_レ此事。誠是_レ惜_レ卿名行。豈是_レ保護_レ逃亡。卿不_レ知_レ國恩、遂爾背_レ朕。卿所_レ恃者遠、非能有_レ他。朕比_レ年含_レ容、優_レ恤_レ中土、所_レ未_レ命_レ將、事亦有_レ時。卿能悔_レ過輸_レ誠、轉_レ禍爲_レ福。言則已順、意尚執迷、請_レ殺_レ門藝、然後歸_レ國。是何言也。觀_レ卿表狀、亦有_レ忠誠、可_レ熟思_レ之、不_レ容易_レ耳。今使_レ內使往_レ宣_レ諭朕意、一_レ竝須_レ口述。使人李盡彥、朕亦親有_レ處分、皆所知_レ之。秋冷、卿及衛官、首領_レ百姓竝平安好。并遣_レ崔尋把_レ同往。遣_レ書指_レ不_レ多及。

第二首

勅_レ渤海郡王_レ忽汗州都督大武藝。不_レ識_レ逆順_レ之端、不_レ知_レ存亡_レ之兆、而能有_レ國者、未_レ之聞_レ也。卿往年背_レ德、已爲_レ禍階。近能悔_レ過、不_レ失_レ臣節。迷_レ非復_レ善、即又可_レ嘉。朕記_レ人之長、忘_レ人之短。況又歸_レ服。載用_レ嘉歎、永祚_レ東土、不_レ亦宜乎。所_レ令_レ大茂慶等入朝、竝已處分、各加_レ官賞。想具知_レ之。所謂_レ替人、亦令_レ還_レ彼。又近得_レ卿表_レ云、突厥遣_レ使、求_レ合擬_レ打_レ兩蕃。奚及契丹、今既內屬、而突厥私恨、欲_レ離_レ此蕃。卿但不_レ從、何妨_レ有_レ使、擬_レ行_レ執縛。義所_レ不_レ然。此是_レ人情。況爲_レ君道。然則知_レ卿忠赤、動必以聞。永保_レ此誠、慶流未_レ已。春晚、卿及衛官_レ百姓竝平安好。遣_レ書指_レ不_レ多及。

第三首

勅_レ渤海郡王_レ忽汗州都督大武藝。多蒙固所_レ送水手及承前沒落人等來。表_レ卿輸誠、無_レ所_レ不_レ盡。長能保_レ此、永作_レ邊悞、自求_レ多福、無_レ以加_レ也。漸冷、卿及衛官_レ百姓已下_レ竝平安好。遣_レ書指_レ不_レ多及。

なお、第四首については本文に掲げる。

大武芸が唐に帰順し唐と渤海との関係が修復した時期については、石井註(3)前掲論文と古畑註(3)前掲論文とで一年の相違があるが、ここでは厳密な判断を避け、最も早い時期に修復した可能性を考慮して一応古畑氏の開元二三(七三五)年説に従う。

石井註(3)前掲論文三一九頁。

同卷九七五・外臣部_レ褒異二にも同様の記事がある。

金註(30)前掲書卷三・世紀第一仁安一四年条、石井註(3)前掲論文三一九頁、古畑註(3)前掲論文四九一五〇頁。

『冊府元龜』卷九七二・外臣部_レ朝貢四、及び同卷九七五・外臣部_レ褒異二の各々、開元一八年二月、五月、九月、同一九(七三二)年二月、十月の各条。なお、古畑註(2)前掲論文九〇頁の表I参照。

石井註(3)前掲論文三二〇頁。ここでの読み下しは石井氏の解釈によるもの。

石井註(3)前掲論文三二〇頁。

古畑註(3)前掲論文一〇七頁の考証により、除は餘の誤りと見るべきである。

石井註(3)前掲論文三二二頁。

(45)(44)

西嶋註(6)前掲論文九一頁。

例えば、『資治通鑑』卷二〇二・上三元(六七四)年条に「春正月壬午、以左庶子・同中書門下三品劉仁軌爲雞林道大總管」【帝以新羅國爲雞林州】、衛尉卿李弼・右領軍大將軍李謹行副之、發兵討新羅。時新羅王法敏、既納高麗叛衆、又據百濟故地、使人守之。上大怒、詔削法敏官爵、其弟右驍衛員外大將軍・臨海郡公仁問在京師【驍、堅堯翻】、立以爲新羅王、使歸國」とある(【】内は割注)。

【付記】本稿は、二〇一五年一〇月二―五日に大韓民国ソウル特別市で開催された国際会議「Rethinking Inter-state Relations in East Asia : Identity, Ideology, and World Order from Eighth to Seventeenth Centuries」(於東北亞歴史財団)において、五日に報告した研究発表【渤海王大武芸の冊封号をめぐる二、三の問題】の内容を補訂したものである。当日討論の労をお執りいただいた金鏞敏・李成制の両先生、報告の機会を与えて下さった禹成旼先生を始めとする東北亞歴史財団の諸先生方と金子修一先生とに謹んで御礼申し上げる。また本誌掲載に先立ち、杜文玉主編『唐史論叢』第二三輯(三秦出版社、二〇一六年九月)に、赤羽目匡由撰・楊效俊訳「関于渤海王官爵授予的三三三問題」として中文で発表した。『唐史論叢』への拙稿掲載にあたっては、杜文玉先生のご推挽を賜った。併せて謝意を表する次第である。なお本稿は『唐史論叢』への投稿原稿に若干の補正を加えた。